番号	質問	回答
1	本事業の内容は	光熱水費をはじめとする物価高騰の状況の中で、安定的なサービスを継続できるよう、区内の高齢介護サービス事業所に対し、定員に応じて運営費を補助します。
2	対象事業所を教えてください	介護保険法に規定するサービス事業所等のうち、地域密着型事業所、福祉用具貸与・特定福祉用具販売、介護予防支援、特定施設入居者生活生活介護（軽費老人ホームを除く。）、介護保険以外の高齢者関連事業所のうち、総合事業サービスA通所型（介護一体型を含む）、都市型軽費老人ホーム（都市型以外の軽費老人ホーム、ケアハウスは対象外）、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、シルバーステイが対象となります。詳細なサービス種別は、「江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱」の「別表（第５条関係」をご覧ください。
3	なぜ対象とならない事業所があるのか	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（都市型軽費老人ホームを除く）、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、居宅介護支援につきましては、別途東京都において物価高騰対策の補助事業が行われるため、予算の有効活用という観点から、補助対象から除いております。
4	総合事業は補助対象事業に含まれるのか	総合事業については、「通所型」で指定を受けているサービスのみ対象となります。「一体型」「単独型」に関わらず申請可能です。
5	曜日・時間帯により、通所介護と総合事業サービスAの両方の事業を行っている場合、申請可能か	対象外とします。通所介護または地域密着型通所介護事業所単独事業所として扱います。なお、通所介護事業所（地域密着型を除く）に対する補助金は東京都で実施予定で、内容も区とは異なります。
6	障害福祉サービスの指定も受けているが、別に申請可能か	障害福祉サービスと介護保険サービスの両方の指定を受けている場合、介護保険サービスの指定にて申請をお願いします。両サービスの申請はできません。
7	申請方法は電子申請（Logoフォーム）とあるが、郵送でも申請できるのか	申請方法は電子申請（Logoフォーム）のみとなります。
8	申請者は法人とのことですが、法人でまとめて（複数事業所をまとめて）申請できるか	申請は事業所単位（指定番号単位）となります。事業所単位で申請してください。 １事業所で2サービス以上実施している場合も同様です。
9	振込先口座は事業所名義でもよいか	補助金の申請者は法人の代表者となるため、振込先の口座は事業所ではなく、申請者（法人）の口座となります。
10	電子申請の際に添付書類は必要か	補助金の振込先口座情報（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人等）のわかるものをアップロードしていただきます。通帳の写しや電子口座の写しをご準備ください。 また、入力項目には法人や事業所情報のほか、10月～3月の1日時点入所者数または実人数を入力する項目がありますので、ご確認のうえ申請してください。
11	申請から補助金支給までどれくらい期間がかかるのか	下記の日数がかかる場合があります。ご了承願います。 ①申請者が電子申請後、区から申請者へ交付決定通知書を発送：概ね1か月。 ②申請者が交付請求書を提出後、区からご指定口座への補助金振込：概ね1か月。
12	請求書も電子申請となるのか	請求書には法人代表者の押印が必要となるため電子申請では行いません。交付請求書については交付決定通知書に同封して郵送しますので、記入・押印のうえ区へ提出してください。
13	対象となる経費はなにか	本事業は、物価高騰対策として実施するもので、事業所の運営にかかる費用であれば、使途は限定しません。例として、光熱水費をはじめ、ガソリン代、食材費などが挙げられます。
14	補助金が余った場合、精算するのか	精算は実施しません。あくまで単年度で使い切ることをお願いします。
15	補助金が余った場合、法人本部拠点会計に繰り入れてよいか	繰り入れは不可とします。令和7年度において物価高騰影響額に使い切ることをお願いします。
16	対象としている期間はいつか	令和7年10月から令和8年3月までを想定しています。

番号	質問	回答
17	サービス提供実績について、11月に指定を受けたため、それ以前の提供実績がないが申請は可能か	本事業の対象は、令和8年3月31日まで補助対象事業を継続する見込みがあること、及び令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に5か月以上、前条各号の補助対象事業によるサービスを提供した実績又は提供する見込みがあることです。11月1日以前に事業を開始し、令和8年3月31日まで事業継続見込みであれば、実績及び見込みの合計で5か月以上のサービス提供見込みとなりますので、申請可能です。（申請前に事前に担当までご連絡ください）
18	別表の事業所種別番号１～６の補助金額（交付額）の算出方法はなにか	補助金単価×対象者数 対象者数とは令和7年10月～令和8年3月の各1日付の入所者数の総数を、その期間（月数）で除した人数です。定員数ではありません。
19	別表の事業所種別番号７～９の補助金額（交付額）の算出方法はなにか	補助金単価×定員数
20	別表の事業所種別番号10～14の補助金額（交付額）の算出方法はなにか	定員のないサービスについては、一律の金額としています。
21	都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は利用者に居所を提供するサービスであり、入所系の単価とならないのはなぜか	介護保険法に規定するサービスにおいて、介護及び居所施設における生活支援を実施するものを入所系としました。都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅については、介護保険法に規定する「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合には、入所系の単価で補助金を支給することが可能となっています。
22	有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅は利用者に物価高騰額分の経費の支払いを求めることができるが、公費にて補助金を支出する必要があるのか	有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅は、利用者に価格転嫁可能となっておりますが、利用者への価格転嫁を可能な限り抑えていただくため、補助金の支給対象としています。したがって、補助金単価については介護保険法上の「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていれば、入所系の単価とし、指定を受けていない場合は、入所系以外の単価としました。
23	委託事業所（長寿サポートセンター）が対象に含まれる理由はいかに	委託料に物価高騰の影響額は考慮していません。介護予防支援事業所としての運営経費は法人で負担しています。したがって、補助事業の対象としています。
24	指定管理施設が対象に含まれる理由はいかに	介護報酬部分を指定管理料としているため、施設の運営経費は法人負担となっています。物価高騰分の影響額は、指定管理料において考慮していないため、補助事業の対象としてます。
25	地域密着型通所介護とサービスA通所型を一体に運営している場合の申請方法はなにか	地域密着型通所介護と総合事業サービスＡを一体的に実施している場合は、双方とも区の補金支給対象となりますので、以下のように申請してください。 ・地域密着型通所介護とサービスＡ通所型で、別々に申請してください。 　地域密着型通所介護の申請書には地域密着型通所介護のみの定員数を入力。 　（総合事業サービスＡの申請書には定員数は記載欄はありません） ・補助金額は、地域密着型通所介護は定員×7,782円、総合事業サービスＡ通所型は定員にかかわらず一律の11,844円となります。 なお、通所介護とサービスAを一体的に運営している場合は、本Q&Aの３、５に記載のとおり、通所介護分は区の補助金支給対象外となります。区には総合事業サービスＡの補助金のみを申請してください。